

第十一号議案

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人情報保護条例の一部を改正する条例

江戸川区個人情報保護条例（平成六年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第三号中「開示請求者以外の特定の個人を」を「前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をした者（以下「開示請求者」という。）以外の特定の個人を」に改め、同項第八号及び同条第三項から第五項までの規定中「開示の請求」を「開示請求」に改める。

第二十条中「による請求」の下に「（以下「開示請求等」という。）」を加える。

第二十一条第一項中「開示の請求」を「開示請求」に改める。

第二十一条の二を次のように改める。

（第三者保護に関する手続）

第二十一条の二 開示請求に係る自己情報に開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合においては、実施機関は、前条第一項の決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第十六条第二項第三号又

は第四号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示請求に對する次条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をすることに当たつて、当該第三者に對し、開示請求に係る当該第三者に関する情報を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見を提出した第三者に對し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

第二十四条及び第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

（審理員に関する規定の適用除外）

第二十四条 開示決定等又は開示請求等に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第二十五条 開示決定等又は開示請求等に係る不作為について審査請求があつた

ときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

三 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の削除をすることとする場合

五 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用中止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問した旨の通知）

第二十六条 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人

をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）

二 開示請求等をした者（開示請求等をした者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十七条 第二十一条の二第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（答申の尊重義務）

第二十八条 審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該諮問に対する審査会の答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた自己情報の請求に係る開示等の決定又は不作為について適用し、施行日前にされた自己情報の請求に係る開示等の決定又は不作為については、なお従前の例による。

(説明)

行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の改正に伴い、同法に基づく審理員による審理手続を適用除外とし、現行の不服審査手続を維持することとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。